

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

記

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした介護保険の第1号被保険者が、介護保険料の減免申請を遡って行うことができるようにするため、芦屋市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため。

専決第9号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年5月20日

芦屋市長 伊藤 舞

芦屋市条例第18号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市介護保険条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

参 照

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした介護保険の第1号被保険者が、介護保険料の減免申請を遡って行うことができるようにするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

介護保険料の減免申請の提出時期に係る規定を次のとおり改める。

(第11条関係)

改正案	現 行
普通徴収の場合は納期限前7日までに、特別徴収の場合は対象年金の支払月の前々月の15日までに、申請書と減免を受けようとする理由を証明する書類を市長に提出しなければならない。 <u>ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。</u>	普通徴収の場合は納期限前7日までに、特別徴収の場合は対象年金の支払月の前々月の15日までに、申請書と減免を受けようとする理由を証明する書類を市長に提出しなければならない。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による
第1号保険料の減免について

1 減免の基準について

保険料の減免額は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った第1号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は、(1)を適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全部
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア(ア)及び(イ)に該当する第1号被保険者

ア 要件

- (ア) 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- (イ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

イ 減免額の算定

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C) \qquad D$

【表 1】

$\text{対象保険料額} = A \times B / C$
A : 当該第 1 号被保険者の保険料額
B : 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

ただし、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

2 減免の対象となる保険料

減免の対象となる第 1 号保険料は、平成 31 年度分及び令和 2 年度分の保険料で、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。